

令和2年（2020年）京都市産業連関表等の作成及び活用手法の検討業務 仕様書

1 委託業務の目的

国の産業連関表は、統計法において国が作成する統計のうち特に重要な統計である「基幹統計」に位置付けられ、原則5年ごとに作成されている。また、京都府や本市においても、国の作成に合わせて、自治体ごとの産業連関表を作成している。こうした中、京都市域の実情に応じた産業構造を把握し、より効果的な産業政策の立案を進めることを目的に本業務を実施する。

2 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

3 業務内容

本業務では、以下の項目を、令和7年度から令和9年度までの3年間で実施する。

なお、「4 作業項目」に記載している令和7年度の作業項目を実施するに当たっては、翌年度以降の取組も具体的に見据えながら実施すること。

(1) 令和2年（2020年）京都市産業連関表の作成

- ① 基本分類（行445部門、列391部門）ベースの取引基本表を作成のうえ、統合小分類表、統合中分類表、統合大分類表、13部門表を作成するとともに、これらの概要等をまとめた公表用資料を作成する。

※ 作成に当たっては、本市が平成29年12月に公表した「平成23年（2011年）京都市産業連関表」及び令和4年3月に公表した「平成27年（2015年）京都市産業連関表」と比較し、本市の産業構造の変化等を把握・分析すること。

- ② 令和2年（2020年）京都市産業連関表の作成手順を示した書類を提出する。

※ 当該書類には、作成までのフロー、各項目の推計手法、京都府産業連関表との整合性を確保するための調整方法等を明記すること。

なお、平成23年（2011年）京都市産業連関表作成時に実施した特別調査（商品流通調査等）は実施しないため、必要な情報は受託事業者が適宜収集すること。ただし、令和3年経済センサス活動調査組替集計結果は、本市から提供する。

(2) 令和5年（2023年）京都市延長産業連関表の作成

- ① コロナ禍から社会経済活動の正常化が進んだ令和5年の統計データ等を用いて、令和5年（2023年）京都市延長産業連関表（統合小分類表、統合中分類表、統合大分類表、13部門表）を作成するとともに、これらの概要等をまとめた公表用資料を作成する。

※ 作成に当たっては、本市が平成29年12月に公表した「平成23年（2011年）京都市産業連関表」、令和4年3月に公表した「平成27年（2015年）京都市産業連関表」及び新たに作成する令和2年（2020年）京都市産業連関表と比較し、本市の産業構造の変化等を把握・分析すること。

- ② 令和5年(2023年)京都市延長産業連関表の作成手順を示した書類を提出する。
※ 当該書類には、作成までのフロー、各項目の推計手法等を明記すること。

(3) 経済波及効果推計等への産業連関表の活用手法の構築

産業連関表で得られた値を基に経済波及効果を算出するためのツール及びそのマニュアルを作成するとともに、これらの概要等をまとめた公表用資料を作成する。

また、各都道府県や他の政令市等の実例等も踏まえながら、本市の経済構造の深化分析や産業政策に係る効果検証など、産業連関表の活用手法について検討し、報告する。

4 作業項目

【留意事項】

業務内容全体に対する各年度の作業項目は以下のとおりである。

なお、本仕様書における業務の委託期間は、令和8年3月31日までであり、委託する業務は、以下の令和7年度の作業項目に限るが、受託候補者を決定するためのプロポーザルにおいては、令和7年度から令和9年度までの全ての作業項目における一連の作業や考え方を踏まえて審査を行うため、令和8年度及び令和9年度の作業項目を含む全ての作業項目について企画の提案及び見積を行うこと。

＜令和7年度＞

- (1) 「令和2年(2020年)京都市産業連関表の作成」のため、以下を実施すること。

① 生産額の推計

「令和3年経済センサス活動調査組替集計」を用いて生産額を推計する。「令和3年経済センサス活動調査組替集計」で生産額を計上できない部門については、既存統計資料や全国値を参考に京都市の生産額を推計する。

② 内生部門の推計

「令和2年(2020年)産業連関表」の投入係数等を参考に、京都市の内生部門を推計する。

③ 粗付加価値部門の推計

「令和2年(2020年)産業連関表」の投入係数等を参考に、京都市の粗付加価値部門を推計する。

④ 最終需要部門の推計(移出入を除く。)

既存統計資料、「令和3年経済センサス活動調査組替集計」及び「令和2年(2020年)産業連関表」等を活用して、京都市の最終需要部門(移出入を除く。)を推計する。

- (2) 京都市産業連関表の活用手法の検討・報告

本市の経済構造の深化分析や産業政策に係る効果検証等について、各都道府県や本市以外の政令市等の実例等も踏まえながら、令和2年(2020年)京都市産業連関表及び令和5年(2023年)京都市延長産業連関表の活用手法について検討し、報告する。

(3) 報告書の作成

作業のフローや推計手法など実施した作業の詳細について報告書を作成する。

【参考】 令和 8 年度及び令和 9 年度の想定作業項目（契約は各年度それぞれで行う。）

＜令和 8 年度＞

(1) 「令和 2 年（2020 年）京都市産業連関表の作成」における移出入の推計

移出額の推計については、特別調査（商品流通調査等）を実施しないことから、同調査を前提としない移出入額の推計方法についての検討を行い、移出入額を推計する。

(2) 令和 2 年（2020 年）京都市産業連関表取引基本表（生産者価格表）の作成

令和 7 年度の業務を通じて作成したデータを用いて、京都市市民経済計算や令和 2 年（2020 年）京都府産業連関表との整合確認等を通じて異常値等が確認された場合は、必要な調整・見直しを行ったうえで、「令和 2 年（2020 年）京都市産業連関表取引基本表（生産者価格表）」を作成する。

(3) 令和 2 年（2020 年）京都市産業連関表の各種係数表等の作成

作成した令和 2 年（2020 年）京都市産業連関表取引基本表を用いて、統合小分類表、統合中分類表、統合大分類表、13 部門表のそれぞれに、投入係数表や逆行列係数表など各種係数表等を作成する。

(4) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）の作成

産業連関表の雇用に関する付帯表として、雇用表を作成する。

なお、作成した雇用表については、従業者 1 人当たり生産額等を他地域と比較し、必要に応じて調整を行うものとする。

なお、雇用表は統合中分類表、統合大分類表、13 部門表ベースで作成することとする。

(5) 公表用資料の作成

令和 2 年（2020 年）京都市産業連関表の公表に向け、その概要等をまとめた公表用資料を作成する。

(6) 令和 5 年（2023 年）京都市延長産業連関表の作成方法の検討

令和 5 年（2023 年）京都市延長産業連関表の作成方法について検討する。

(7) 報告書の作成

作業のフローや推計手法など実施した作業の詳細について報告書を作成する。

＜令和 9 年度＞

(1) 令和 5 年（2023 年）京都市延長産業連関表の作成

令和 8 年度に検討した作成方法等に基づき、令和 5 年の各種統計データ等を用いて調整を行い、令和 5 年（2023 年）京都市延長産業連関表を作成する。

(2) 経済波及効果等の分析ツールの作成

「令和 5 年（2023 年）京都市延長産業連関表」を用いて、京都市内における生産額や消費額の増減等による本市経済への波及効果を分析するためのツールを作成する。

(3) 公表用資料の作成

令和5年（2023年）京都市延長産業連関表等の公表に向け、その概要等をまとめた公表用資料を作成する。

(4) 報告書の作成

作業のフローや推計手法など実施した作業の詳細について報告書を作成する。

5 納品する成果物

<令和7年度>

- (1) 報告書・・・紙3部（A4判）及び電子データ一式
- (2) その他資料・・・電子データ一式

【参考】令和8年度及び令和9年度に納品を想定する成果物
（契約は各年度それぞれで行う。）

<令和8年度>

- (1) 報告書・・・紙3部（A4判）及び電子データ一式
- (2) 令和2年（2020年）京都市産業連関表・・・Excelデータ一式
- (3) 公表用資料・・・電子データ一式
- (4) その他資料・・・電子データ一式

<令和9年度>

- (1) 報告書・・・紙3部（A4判）及び電子データ一式
- (2) 令和5年（2023年）京都市延長産業連関表・・・Excelデータ一式
- (3) 経済波及効果等の分析ツール・・・Excelデータ一式
- (4) 公表用資料・・・電子データ一式
- (5) その他資料・・・電子データ一式

6 留意事項

- (1) 業務を進めるに当たっては、本市担当職員と十分に協議を行うものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に記載のない事項については、その都度協議して決定するものとする。
- (3) 業務の進捗状況については、随時、本市に報告し、指示を受けるものとする。
- (4) 成果物の著作権は本市に帰属する。
- (5) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受注者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 令和8年度及び令和9年度に実施予定の作業項目及びそれに対応した業務内容については、京都市の令和8年度及び令和9年度の当初予算の成立が前提となるため、内容に変更が生じる場合がある。